

平成14年8月12日

株主の皆様へ

東京都港区赤坂二丁目3番4号
ランディック赤坂ビル
株式会社 クリード
代表取締役 宗吉 敏彦

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

また当日ご出席お差支えの場合は、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成14年8月26日（月曜日）までに到着しますようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年8月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
虎ノ門パストラル 新館4階プリムローズ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項
報告事項 第6期（自平成13年6月1日至平成14年5月31日）
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
決議事項
第1号議案 第6期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（20頁から26頁まで）に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

(不動産ソリューション事業)

当期の不動産ソリューション事業におきましては、不動産に関して現場で発生する様々なソリューションニーズに応えるべく、顧客利益の最大化を目的としたサービスの提供を行ってまいりました。特に、個別の投資家に対しての不動産の取得や売却に関するアドバイスに加え、仲介サービスを柱とした不動産投資アドバイザーに注力した結果、不動産ソリューション事業の売上高は334百万円(前期比13.4%減)となりました。

(デューデリジェンス事業)

不動産を科学的・合理的に捉えるという基本方針のもとに独自のノウハウを集約し、様々な角度からのアプローチのもとに不動産・債権の価値評価及び売却戦略の考案を行うデューデリジェンス事業におきましては、品質の更なる向上と業務の効率化をテーマに取り組んだ結果、顧客からの高い満足を得ることができたとともに、不動産及び不良債権の流動化の加速により、受注件数・受注高ともに前期に比べ大幅に増加いたしました。この結果、デューデリジェンス事業の売上高は358百万円(前期比59.6%増)となりました。

(アセットマネジメント事業)

当期は、引き続き不動産ファンドの規模拡大及び新規ファンドの運用・受託に注力し、その結果、新たに大手外資系金融機関との共同投資ファンドを組成することができました。一方既存のファンドについては、投資物件の適正な入替を実施し、想定以上の運用実績を実現することができました。また、用地取得から賃貸用不動産の建設・収益化までを行う開発型案件にも取り組みました。以上の結果から、アセットマネジメント事業の売上高は111百万円(前期比157.5%増)となりました。

2. 会社が対処すべき課題

今後のわが国の経済見通しにつきましては、企業収益も引き続き低迷し、雇用・所得環境の厳しさからは脱しきれず、景気は当面低迷を続けるものと思われます。しかしながら、政府主導の不良債権処理の加速、時価会計制度の導入を控えての資産の見直し及び低金利を背景とした資金運用難といったことから、当社としてのビジネスチャンスはさらに拡大するものと思われます。

このような環境の中で、当社グループといたしましてはデューデリジェンス事業、不動産ソリューション事業を基盤事業として、戦略事業と位置付けている投資事業につきましては、リスクをコントロールしつつ積極的に取り

組み、アセットマネジメント事業につきましては、既存の不動産ファンドの規模拡大と新規不動産ファンドの運用・受託の確保により強化してまいります。

当該戦略事業を安定的な収益源とするためには、不動産を的確に判断する能力、また当該不動産に係る問題解決能力が求められるとともに、不動産運用資産残高拡大が必要不可欠となります。不動産物件取得の積極化を図るとともに、既存取り組み投資家との関係強化及び新規取り組み投資家との関係構築に注力してまいります。

これに加え、昨今の不良債権処理問題の中での社会的要請でもあります企業再生にも、これまで当社グループが蓄積してきた不動産処理のノウハウを活用する形で、ビジネスとしての取り組みを平成13年11月より開始いたしました。この企業再生という新規分野において、投資ファンドの組成、投資先へのアドバイザー業務を通じ、既存事業とのシナジー効果を発揮してまいります。

なお、配当につきましては、当社が成長過程にあることから、引き続き内部留保の充実を図り、企業体質を強化し今後の事業展開の為に投資等に充当することにより企業価値を高めていくことが、株主の皆様に対する最大の利益還元につながると認識しております。これにより今期の配当は、見合わせていただきたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は9百万円であります。

内容は、本社備品3百万円、情報関連機器4百万円、広告看板にかかわるもの2百万円であります。

4. 資金調達の状況

平成13年9月26日を払込期日として、公募により6,000株の新株式を発行し、総額1,596百万円を調達いたしました。

5. 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 3 期 (平成11年5月期)	第 4 期 (平成12年5月期)	第 5 期 (平成13年5月期)	第 6 期 (平成14年5月期)
売 上 高(千円)	2,054,958	981,263	2,811,723	2,863,496
経 常 利 益(千円)	69,654	114,261	175,657	428,302
当 期 利 益(千円)	31,723	64,196	112,476	245,091
1株当たり当期利益 (円)	64,256.56	63,079.60	2,245.98	4,100.45
純 資 産(千円)	73,229	724,371	1,386,896	5,465,930
総 資 産(千円)	809,225	1,541,547	2,670,715	9,480,968

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

・ 会 社 の 概 況 (平成14年5月31日現在)

1. 主要な事業内容

当社は、不動産及び担保不動産付不良債権のデューデリジェンス事業を柱のひとつとし、不動産投資事業、不動産仲介・コンサルティング事業及び不動産に関するファンド組成・投資アドバイスを行うアセットマネジメント事業を主な業務としております。

2. 主 な 事 業 所

事 業 所	所 在 地
本 社	東 京 都 港 区 赤 坂 二 丁 目 3 番 4 号
大 阪 支 店	大 阪 府 大 阪 市 中 央 区 備 後 町 四 丁 目 1 番 3 号

3. 株 式 の 状 況

(1) 会社が発行する株式の総数 190,848株

(2) 発行済株式の総数 61,712株

(注)平成13年9月27日付の公募増資により、6,000株の新株発行を実施いたしました。これにより発行済株式の総数は、55,712株から61,712株となりました。

(3) 株 主 数 6,704名

(4) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当 社 の 大 株 主 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率	持 株 数	持 株 比 率
宗 吉 敏 彦	15,964株	25.86%	- 株	- %
松 木 光 平	10,616	17.20	-	-
シ ティ ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 有 限 公 司	5,300	8.58	-	-
ザ バ ン ク オ フ パ ミ ュ ー ダ リ ミ テ ッ ド ホ ン コ ン プ ラ ン チ	832	1.34	-	-
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 有 限 公 司 (信 託 口)	647	1.04	-	-
N C P ネ ッ ト キ ャ ピ タ ル ・ イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン 1 号	600	0.97	-	-
N C P ネ ッ ト キ ャ ピ タ ル ・ パ ー ト ナ ー ズ C - 1 号	600	0.97	-	-
N C P ネ ッ ト キ ャ ピ タ ル ・ パ ー ト ナ ー ズ V ・ E G G 1 号	600	0.97	-	-

- (注) 1. 株式会社証券保管振替機構名義の失念株が、712株あります。
 2. シティトラスト信託銀行株式会社の持株数については、信託業務に係る株式であります。

4. 従 業 員 の 状 況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	48名	14名増	34.68歳	1.52年
女 性	16名	4名増	28.68歳	1.77年
合 計 ま た は 平 均	64名	18名増	33.18歳	1.58年

- (注) 1. 従業員数が前期末に比較して増加しているのは、事業部門及び管理部門の強化を目的として、中途採用を行ったことによるものであります。
 2. 従業員兼務の取締役は、上記に含まれておりません。
 3. 従業員数には、契約社員2名、派遣社員8名及びアルバイト1名は含まれておりません。
 4. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 企業結合の状況

(1) 重要な子会社の状況（連結子会社）

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容	設立年月日
クレフ投信(株)	110,500千円	100.0%	不動産投資顧問業	平成12年11月9日
㈱クリード コーポレート アドバイザーリー	30,000千円	100.0%	不動産ソリューション事業	平成13年11月9日
クリード不動産投資顧問 ㈱溜池管財	10,000千円	100.0%	不動産投資顧問業	平成13年1月24日
建 物 管 理 業	10,000千円	100.0%	建 物 管 理 業	平成13年1月11日
㈹プライム・キャピタル・フォー	10,000千円	100.0%	資産の保有	平成13年4月17日
㈹プライム・キャピタル・ツー	3,000千円	100.0%	資産の保有	平成13年2月7日
㈹プライム・キャピタル・スリー	3,000千円	100.0%	資産の保有	平成13年3月30日
㈹アルマダ・キャピタル	3,000千円	100.0%	資産の保有	平成13年2月8日
㈹シー・エス・ファンド・ツー	3,000千円	100.0%	資産の保有	平成13年6月1日
㈹シー・エス・ファンド・スリー	3,000千円	100.0%	資産の保有	平成13年6月1日
㈹シー・エス・ファンド・フォー	3,000千円	100.0%	資産の保有	平成14年4月8日
㈹シー・エフ・ブイ・ツー	3,000千円	100.0%	資産の保有	平成12年6月28日
㈹シー・エフ・ブイ・ファイブ 1、2	3,000千円	0.0% [100.0%]	資産の保有	平成12年12月5日
㈹リザーブ・キャピタル・ワン	3,000千円	100.0%	資産の保有	平成13年9月14日
㈹リザーブ・キャピタル・ツー	3,000千円	100.0%	資産の保有	平成13年9月14日
㈹リザーブ・キャピタル・スリー	3,000千円	100.0%	資産の保有	平成13年9月14日
㈹リザーブ・キャピタル・フォー	3,000千円	100.0%	資産の保有	平成14年4月8日
㈹マキシム・キャピタル・ワン	3,000千円	100.0%	資産の保有	平成14年4月8日
CREED(CAYMAN)Ltd.	1,000米ドル	100.0%	投資事業	平成12年10月12日
CREED(CAYMAN)Ltd. 1、2	1,000米ドル	0.0% [100.0%]	投資事業	平成12年6月30日
Prime Capital Holding,Ltd. 1、2	1,000米ドル	0.0% [100.0%]	投資事業	平成12年10月12日
CFV Holding,Ltd. 1、2	1,000米ドル	0.0% [100.0%]	投資事業	平成13年2月7日
CS FUND Holdings 1、2	25,896米ドル	0.0% [100.0%]	投資事業	平成13年8月10日

(注) 1. 当社の出資比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

2. 1 当社としての持分はありませんが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

3. 2 出資比率の [] 内は、緊密な者または同意している者の出資比率で外数となっております。

(2) 重要な関連会社の状況（持分法適用会社）

該当事項はありません。

(3) 企業結合の経過

子会社の新設

前記(1)に掲げた23社中、(株)クリード コーポレート アドバイザリー、(有)シー・エス・ファンド・ツー、(有)シー・エス・ファンド・スリー、(有)シー・エス・ファンド・フォー、(有)リザーブ・キャピタル・ワン、(有)リザーブ・キャピタル・ツー、(有)リザーブ・キャピタル・スリー、(有)リザーブ・キャピタル・フォー、(有)マキシム・キャピタル・ワン、CS FUND Holdingsの10社は、当期中に設立したものであり、設立年月日は前記のとおりであります。

重要な子会社の解散

クレフ投信(株)は設立以来未稼働であり、今後も事業開始の予定がないため、平成14年4月9日付で解散し、平成14年6月9日付で清算終了しました。

(4) 企業結合の成果

当社の連結対象子会社は前記(1)に掲げた23社であります。

この結果、当期の連結売上高は4,691百万円（前期比35.4%増）、連結営業利益828百万円（同167.7%増）、連結経常利益713百万円（同197.4%増）、連結当期純利益429百万円（同197.3%増）となりました。

当社グループの連結業績の概要は次のとおりであります。

区 分	第 3 期 (平成11年5月期)	第 4 期 (平成12年5月期)	第 5 期 (平成13年5月期)	第 6 期 (平成14年5月期)
売 上 高(千円)	2,054,958	1,045,862	3,464,269	4,691,941
経 常 利 益(千円)	71,117	133,927	239,863	713,306
当 期 利 益(千円)	33,186	72,141	144,507	429,615
1株当たり当期利益 (円)	67,219.89	70,887.09	2,885.58	7,187.57
純 資 産(千円)	74,762	736,249	1,430,118	5,688,009
総 資 産(千円)	810,688	2,242,869	4,246,942	12,538,432

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

6. 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式 (持株比率)
(株) 新生銀行	389,000千円	-
(株) 東京スター銀行	360,000千円	-
(株) みずほ銀行	355,000千円	-
(株) 東京三菱銀行	342,908千円	-
(株) 三井住友銀行	340,000千円	-

7. 取締役及び監査役

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役	宗吉敏彦	
取締役副社長	松木光平	(株)クリード コーポレート アドバイザー 代表取締役
取締役	川目正良	不動産ソリューショングループ担当執行役員
取締役	藤井英介	クリード不動産投資顧問 代表取締役
監査役(常勤)	波光史成	公認会計士
監査役	中根秀樹	弁護士
監査役	長谷川 斉	外国法事務弁護士(イリノイ法)

- (注) 1. 監査役 坂尻真由美氏は、平成13年8月17日付をもちまして辞任いたしました。
2. 監査役 波光史成氏は、平成13年8月17日の定時株主総会において選任され、就任いたしました。
3. 監査役は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
4. 当社は、平成13年10月15日より、経営の意思決定機能・業務執行監督機能と、業務執行機能とを分離し、迅速な意思決定と機動性を確保するために、執行役員制を導入しております。

執行役員は下記のとおりであります。

取締役兼執行役員	川目正良
取締役兼執行役員	藤井英介
執行役員	中山貴広
執行役員	宮本英樹
執行役員	岡部和弘

8 . 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成14年5月31日を払込期日として、公募により10,000株の新株式を発行し、総額2,220百万円を調達いたしました。第7期営業年度において、当該調達資金を資本金に1,110百万円、資本準備金に1,110百万円振り替えております。

貸借対照表

(平成14年5月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,563,796	流動負債	2,229,766
現金及び預金	2,985,842	買掛金	20,687
売掛金	34,836	短期借入金	1,854,221
販売用不動産	1,196,071	1年内返済長期借入金	89,260
仕掛販売用不動産	432,906	未払金	28,607
貯蔵品	1,154	未払費用	50,382
前払費用	23,909	未払法人税等	144,916
繰延税金資産	14,065	未払消費税等	2,544
未収入金	30,057	前受金	18,582
短期貸付金	822,400	預り金	3,071
その他	24,331	その他	17,491
貸倒引当金	1,778	固定負債	1,785,271
固定資産	3,908,505	社債	550,000
有形固定資産	(60,571)	長期借入金	1,065,548
建物附属設備	44,649	預り保証金	154,502
工具器具備品	15,922	繰延税金負債	11,287
無形固定資産	(15,553)	その他	3,934
特許権	2,297	負債の部合計	4,015,037
商標権	2,930	資本の部	
ソフトウェア	9,293	資本金	1,362,035
電話加入権	1,031	新株式払込金	2,220,400
投資等	(3,832,380)	法定準備金	1,426,050
投資有価証券	136,764	資本準備金	1,424,550
子会社株式	160,612	利益準備金	1,500
出資金	84,182	剰余金	441,889
子会社出資金	46,000	当期末処分利益	441,889
匿名組合出資金	1,542,351	(うち当期利益)	(245,091)
子会社匿名組合出資金	1,748,008	評価差額金	15,555
長期貸付金	15,000	その他有価証券評価差額金	15,555
長期前払費用	4,361	資本の部合計	5,465,930
敷金及び保証金	89,993	負債・資本の部合計	9,480,968
その他	5,135		
貸倒引当金	30		
繰延資産	8,666		
社債発行費	8,666		
資産の部合計	9,480,968		

損 益 計 算 書

〔自 平成13年 6月 1日〕
〔至 平成14年 5月31日〕

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 部	営業収益		2,863,496
	売上高		
	営業費用		
	売上原価	1,498,662	
	販売費及び一般管理費	860,243	2,358,905
	営業利益		504,591
損 益 の 部	営業外収益		
	受取利息	8,157	
	受取配当金	455	
	受取家賃	6,154	
	雑収入	6,049	20,816
	営業外費用		
	支払利息	40,039	
	社債利息	5,403	
	為替差損	855	
	社債発行費償却	5,093	
	新株発行費	24,137	
	支払手数料	14,792	
雑損失	6,783	97,105	
	経常利益		428,302
特別 損益 の 部	特別利益		
	投資有価証券売却益	18,033	
	貸倒引当金戻入額	2,311	20,344
	特別損失		
	投資有価証券売却損	15,219	15,219
	税引前当期利益		433,427
	法人税、住民税及び事業税		190,100
	法人税等調整額		1,764
	当期利益		245,091
	前期繰越利益		196,797
	当期末処分利益		441,889

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの.....移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法...時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産.....個別法による原価法

仕掛販売用不動産.....個別法による原価法

貯蔵品.....最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産.....定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

無形固定資産.....定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用.....定額法

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費.....商法の規定に基づき最長期間（3年）で、毎期均等額を償却しております。

新株発行費.....支出時に全額費用として処理してあります。

(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理してあります。

(7) 引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(8) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

特例処理の条件を満たす金利キャップについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利キャップ

ヘッジ対象.....借入金

ハ. ヘッジ方針

金利キャップ取引については、将来の金利の市場変動リスクを回避することを目的としており、投機目的の取引は行わない方針であります。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている場合は有効性の判定を省略しております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外の消費税等は、販売費及び一般管理費に計上しております。ただし、固定資産に係る控除対象外の消費税等は、長期前払費用に計上し、5年間で均等償却しております。

2. 追加情報

未払賞与

従来、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を「賞与引当金」として表示しておりましたが、リサーチ・センター審理情報〔No.15〕「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」（平成13年2月14日 日本公認会計士協会）が公表されたことにより、当事業年度から貸借対照表の流動負債の「未払費用」に含めて表示することに変更いたしました。なお、当事業年度の貸借対照表の流動負債の「未払費用」に含まれている当該金額は45,158千円であります。

3. 貸借対照表及び損益計算書に関する注記

(1) 子会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	834,987千円
長期金銭債権	1,748,008千円
短期金銭債務	333,666千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 28,404千円

(3) 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として、電子計算機並びにその周辺機器があります。

(4) 担保に供している資産

販売用不動産 1,184,896千円
仕掛販売用不動産 432,906千円

(5) 保証債務額

2,049,500千円

全額、子会社の金融機関からの借入に対する債務保証であります。

(6) 商法第280条ノ19第2項に基づく新株発行予定残数、発行価格、資本組入額及び発行予定期間は次のとおりであります。

株主総会の日 特別決議の日	平成14年5月31日現在			
	新株発行 予定残数 (株)	発行価格 (円)	資本組入額 (円)	発行予定期間
平成12年10月23日	1,855	40,312	20,156	平成15年3月1日から 平成18年2月28日まで
平成13年8月17日	1,114	371,303	185,652	平成15年10月1日から 平成18年9月30日まで

(7) 1株当たりの当期利益(期中平均発行済株式数による)

4,100円45銭

(8) 商法第290条第1項第6号に規定する純資産額

15,555千円

(9) 子会社との取引高

売上高 747,961千円
仕入高 168,472千円
営業取引以外の取引高 24,454千円

(10) 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動):

未払事業税 12,974千円

買掛金否認額 1,090千円

繰延税金資産計 14,065千円

繰延税金負債(固定):

その他有価証券評価差額金 11,287千円

繰延税金負債計 11,287千円

(11) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当期未処分利益 これを次のとおり処分いたします。	441,889,220
次期繰越利益	441,889,220

監 査 報 告 書

平成14年7月16日

株 式 会 社 ク リ ー ド

代表取締役 宗 吉 敏 彦 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 軒 澤 力 ⑩
関与社員

代表社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 ⑩
関与社員

関与社員 公認会計士 廣 渡 嘉 秀 ⑩

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、株式会社クリードの平成13年6月1日から平成14年5月31日までの第6期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

ただし、会社は当営業年度から上記法律に基づき初めて監査を受けることとなったので、営業報告書に記載されている営業成績及び財産の状況の推移のうち第3期、第4期及び第5期営業年度の営業成績及び財産の状況は、未監査の計算書類に基づき記載されている。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、監査の方法の概要に記載した監査の対象外とした事項を除き、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成13年6月1日から平成14年5月31日までの第6期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり監査報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社についての職務遂行も含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成14年7月16日

株 式 会 社 ク リ ー ド 監 査 役 会

監査役(常勤) 波 光 史 成 ⑩

監 査 役 中 根 秀 樹 ⑩

監 査 役 長 谷 川 齊 ⑩

(注) 監査役波光史成、監査役中根秀樹及び監査役長谷川齊は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 61,000個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第6期利益処分案承認の件

議案の内容は、前記添付書類（17頁）に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様のご期待に沿えるよう企業価値の向上及び株主資本の最大化に努めております。

当期の利益処分につきましては、内部留保の充実により今後の事業拡大に向けた財務体質並びに経営基盤を強化するため、当期末処分利益を全額次期繰越利益とさせていただきますようお願い申し上げます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「商法等の一部を改正する等の法律」（平成13年法律第79号）が平成13年10月1日に施行され、額面株式の廃止、端株制度の改正、株主総会の決議要件の改正などがなされたことに伴い、現行定款の関連する規定について所要の変更を行うものであります。

「商法等の一部を改正する法律」（平成13年法律第128号）が平成14年4月1日に施行され、新株予約権制度の創設、会社関係書類の電子化に関する法整備等がなされたことに伴い、現行定款の関連する規定について所要の変更を行うものであります。

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第149号）が平成14年5月1日に施行され、監査役の任期が伸長されたことに伴い、現行定款の関連する規定について所要の変更を行うものであります。

なお、改正附則により本定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、変更後の定款規定にかかわらず従前の任期となります。

当社グループの業容拡大と今後の機動的な事業展開に備え、事業目的に関する規定について一部変更を加えるとともに、項目の整備を行うものであります。

上記変更に伴い、条数の変更を行うとともに、文言の整理及び一部表現につき他の条文との統一を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、鑑定及びこれらの代理並びにコンサルティング</p> <p><u>2. 内外の不動産、有価証券、金融資産に関する投資顧問業務並びに資産運用、経営及び財務に関するコンサルティング</u> (新設)</p> <p><u>3. 内外の経済・産業・不動産及び有価証券投資に関する調査業務</u></p> <p><u>4. 不動産特定共同事業法に基づく事業</u></p> <p><u>5. 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資法人資産運用業務及び投資信託業務、並びに投資法人の設立企画人としての業務</u></p> <p><u>6. 有価証券の保有並びに運用、投資、売買</u></p> <p><u>7. 金融業</u></p> <p><u>8. 企業間の提携及び合併に関する仲介及びコンサルティング</u></p> <p><u>9. 他会社に対する投融資又は会社の発起人になること</u></p> <p><u>10. マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供及び広告、宣伝に関する企画、制作、代理並びにこれらの販売及びコンサルティング</u></p>	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p><u>2. 不動産、不動産証券化商品、債権、有価証券、金融資産に関する調査及び投資並びに投資顧問業務</u></p> <p><u>3. 企業価値の評価、資産運用・管理、経営及び財務に関するコンサルティング</u></p> <p><u>4. 経済・産業・不動産及び有価証券投資に関する調査業務</u></p> <p><u>5. 不動産特定共同事業法に基づく事業</u></p> <p><u>6. 投資信託及び投資法人に関する法律に基づく投資法人資産運用業務及び投資信託業務、並びに投資法人の設立企画人としての業務</u></p> <p><u>7. 有価証券の保有並びに運用、投資、売買</u></p> <p><u>8. 金融業</u></p> <p><u>9. 企業間の提携及び合併に関する仲介及びコンサルティング</u></p> <p><u>10. 他会社に対する投融資又は会社の発起人になること</u></p> <p><u>11. マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供及び広告、宣伝に関する企画、制作、代理並びにこれらの販売及びコンサルティング</u></p>	<p>現行第2号を変更し、整備したものであります。</p> <p>上記と同じ理由によるものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>11. <u>新商品及び店舗の開発計画、企画及び立案並びにコンサルティング</u></p> <p>12. <u>土木、建築工事の企画、設計、監理、コンサルティング及び請負又は受託</u></p> <p>13. 情報提供サービス並びに各種催事の企画及び運営</p> <p>14. 出版物の企画、発行及び販売</p> <p>15. コンピューターのソフトウェアの開発、制作及び販売</p> <p>16. <u>建材、家具、建具、什器、厨房設備、浴室設備、上下水道設備、食料品、衣料品及び日用品雑貨のデザイン、制作、販売、販売の代理、輸出入及び賃貸</u></p> <p>17. <u>上記第14・15・16号に関する著作権、出版権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の財産権の取得、譲渡、貸与及び管理業務</u></p> <p>18. <u>喫茶店その他の飲食店、ホテル、遊技場及び遊戯設備の企画、調査、設計工事管理、所有、経営並びに経営の請負</u></p> <p>19. <u>生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業</u></p> <p>20. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>12. <u>不動産・建設プロジェクトに関する調査、企画、設計、監理、事業計画の立案、事業運営に関するマネジメント及びこれらのコンサルティング、請負、受託</u> (削 除)</p> <p>13. (現行どおり)</p> <p>14. (現行どおり)</p> <p>15. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>16. <u>上記前3号に関する著作権、出版権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の財産権の取得、譲渡、貸与及び管理業務</u> (削 除)</p> <p>17. <u>生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業</u></p> <p>18. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>現行第11・12・18号を統合のうえ、変更したものであります。</p> <p>事業目的の統合、見直しにより、削除するものであります。</p> <p>上記と同じ理由によるものであります。</p> <p>上記と同じ理由によるものであります。</p>
<p>第2章 株式 (額面株式1株の金額)</p> <p>第6条 <u>当会社の発行する額面株式1株の金額は、5万円とする。</u> <u>当会社は、端株券を発行しない。</u></p>	<p>第2章 株式 (削 除)</p>	<p>額面株式の廃止に伴い、条文を削除するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(名義書換代理人) 第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置くことができる。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株原簿の記載、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(端株主の権利) 第8条 <u>端株主は、利益配当金及び中間配当金を受ける権利並びに新株、転換社債及び新株引受権付社債の引受権を有する。</u></p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、その他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(名義書換代理人) 第6条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株原簿の記載又は記録、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規程) 第7条 当社の株券の種類並びに株式又は新株予約権の名義書換、実質株主通知の受理、その他株式、端株又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>会社関係書類の電子化に対応するため、表現を一部改めるものであります。</p> <p>端株制度の改定に伴い、条文を削除するものであります。</p> <p>新株予約権制度の創設に伴い、規定を一部変更するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項その他本定款に定めがある場合の他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p><u>(取締役又は従業員に対する新株引受権の付与)</u></p> <p>第11条 当社は、<u>取締役又は従業員に商法第280条ノ19の新株の引受権を与えることができる。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削除)</p>	<p>会社関係書類の電子化に対応するため、表現を一部改めるものであります。</p> <p>新株予約権制度の創設に伴い、条文を削除するものであります。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第15条(条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第9条～第12条(現行どおり)</p>	<p>第2章の条文の削除により現行定款第12条～第15条を第9条～第12条に繰り上げるものであります。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役の選任決議は、<u>発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>取締役の選任決議については累積投票によらない。</p> <p>第18条～第22条(条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第14条 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>第15条～第19条(現行どおり)</p>	<p>上記と同じ理由によるものであります。</p> <p>単元株制度の創設に伴い、取締役の選任決議の定足数の基準が議決権のある株式数から総株主の議決権の数に改正されたため、規定を変更するものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第23条 (条文省略)</p> <p>(選任) 第24条 監査役の選任決議は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第25条 監査役の任期は就任後3年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第26条～第27条(条文省略)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任) 第21条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第22条 監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第23条～第24条(現行どおり)</p>	<p>第 2 章の条文の削除により現行定款第23条を第20条に繰り上げるものであります。</p> <p>単元株制度の創設に伴い、監査役の選任決議の定足数の基準が議決権のある株式数から総株主の議決権の数に改正されたため、規定を変更するものであります。</p> <p>監査役の任期が伸長されたため、変更するものであります。</p> <p>第 2 章の条文の削除により現行定款第26条～第27条を第23条～第24条に繰り上げるものであります。</p>
<p>第 6 章 計算 第28条 (条文省略)</p> <p>(利益配当) 第29条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者及び最終の端株原簿に記載された端株主に支払う。</p>	<p>第 6 章 計算 第25条 (現行どおり)</p> <p>(利益配当) 第26条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p>	<p>第 2 章の条文の削除により現行定款第28条を第25条に繰り上げるものであります。</p> <p>会社関係書類の電子化に対応するため、表現を一部改めるものであります。</p>

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>(中間配当)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載された端株主に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(<u>転換社債に関する事項</u>)</p> <p>第32条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金及び中間配当金については、転換の請求が6月1日から11月30日までになされたときは6月1日に、12月1日から翌年5月31日までになされたときは12月1日にそれぞれ転換があったものとみなす。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は登録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は登録された端株主に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>	<p>前記と同じ理由によるものであります。</p> <p>第2章の条文の削除により現行定款第31条を第28条に繰り上げるものであります。</p> <p>新株予約権制度の創設に伴い、条文を削除するものであります。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第29条 <u>第22条(任期)の規定にかかわらず、平成14年5月1日以後最初の決算期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役については、従前のとおり任期は3年とする。</u> <u>なお、本附則は上記定時株主総会終結前に在任する監査役全員が退任したときをもって削除する。</u></p>	<p>監査役の任期に関する経過措置について、附則で規定するとともに、当該附則を削除する時期を規定するものであります。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役会の機能強化並びに経営陣の強化を図るため、取締役1名の増員による選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式数
岡部和弘 (昭和42年1月4日生)	平成元年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年11月 株式会社リヴァイブ設立 代表取締役 平成12年10月 当社入社 平成12年10月 当社大阪支店長(現任)	48株

(注) 上記候補者と当社との間において、特別な利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

コーポレートガバナンスの観点から現行監査役体制(3名)による監査機能の一層の強化及び充実を図るため、監査役1名の増員による選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴	所有する当社の株式数
服部茂久 (昭和13年2月17日生)	昭和35年4月 日本銀行入行 昭和57年12月 新潟支店長 昭和60年3月 考査役 昭和61年6月 貯蓄情報室長 昭和61年11月 同行退職 昭和61年11月 財団法人金融情報システムセンター 理事 平成7年5月 日本銀行 監事 平成8年6月 中部証券金融株式会社 代表取締役社長 平成13年7月 当社特別顧問(現任)	-

(注) 上記候補者と当社との間において、特別な利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
虎ノ門パストラル
新館4階プリムローズ



交通：地下鉄日比谷線 神谷町駅4b出口から徒歩5分
" 銀座線 虎ノ門駅2番出口から徒歩12分